

団体の代表者 様

長野県産業労働部長

令和 7 年度卓越した技能者の厚生労働大臣表彰について（依頼）

職業能力開発行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。この度、厚生労働省人材開発統括官から標記表彰に係る被表彰候補者の推薦依頼がありました。については、長野県知事が推薦する被表彰候補者としてふさわしいと認められる方が貴下所属にいらっしゃる場合は、下記事項に御留意の上、推薦書類を提出してください。

記

1 被表彰者の基準

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
- (2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者は、表彰対象となるない。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、推薦日以前において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

2 推荐書類の提出期限、提出方法

令和 7 年 2 月 4 日（火）（紙資料又は電子データいずれか必着）までに、推薦書類及び添付資料を郵送（紙 1 部）及びメール（電子データ一式）で御提出ください。

※電子データは、メール(jinzai@pref.nagano.lg.jp)か、データが格納された CD や DVD を紙の推薦書類に同封してお送りください。

3 提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県産業労働部 産業人材育成課 人材育成支援係あて

4 実施要領、提出書類等

- (1) 提出書類 別紙「提出書類一覧表」参照
- (2) 実施要領、推薦書類様式等

次の手順により閲覧してください。



(URL https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/sangyo/kaihatsu/shien/takuetu_gendai.html)

5 推荐に当たっての留意事項

- (1) この表彰制度は、その有する技能が全国を通じて最高水準にある優秀な技能を持った方を表彰する制度ですので、「功労」のみに着目した推薦や調書の作成は控え、その方の持つ「技能」が他の方に比べいかに優れているのか、いかなる理由に基づいて卓越していると判断できるか等を、具体的かつ客観的に検討した上で推薦してください。
- (2) 令和 5 年度の表彰より、障害者手帳をお持ちの方を対象とした部門が新たに創設されました。被推薦者が当該部門の推薦を希望する場合は、実施要領の別表で定める職業部門の第 1 ~ 21 部門のいずれかに加えて、22 部門（障がいがある技能者）に推薦することができます。
- (3) 女性の技能者、若年・中堅の技能者については、積極的に推薦してください。
- (4) 原則として、卓越技能者知事表彰（信州の名工）受賞者を推薦してください。

- (5) 技能的な側面はあるものの、その方の職歴等から総合的に判断して、社会通念上技術者とみなされる方は推薦の対象から除いてください。
- (6) 本表彰制度は、現役の技能者を表彰するものであるため、過去において卓越した技能を有していたが、現在は専ら経営管理者となっている方又は団体役員を兼ねている方等で、技能の程度が低くなっている方など、現役性に欠ける方については推薦しないようにしてください。また、就労継続支援A型事業所の利用者は表彰対象とはならないため、留意してください。
- (7) 候補者の推薦に当たっては、推薦日以前において禁錮以上の刑に処せられた事実又は他の技能者の模範としてふさわしくない事実がないことをよく確認してください。また、被推薦者が当該事業所の役員である場合は、当該事業所にも過去1年程度社会的批判を受けるような事実がないことを確認してください。なお、推薦後にそれらの事実が発生した場合や明らかになった場合は、速やかに連絡してください。

6 調書作成上の留意事項

- (1) 例年、必要書類の提出漏れ、誤記入等により、後日、提出や訂正を依頼する例がありますので、十分確認してください。
- (2) 22部門（障がいがある技能者）の推薦を希望する場合、他の部門とは調書様式や提出物が異なりますので、注意してください。
- (3) 書面審査の性質上、調書の記述内容の的確性やわかりやすさが結果を左右することがあるので留意してください。例年、審査委員から指摘が多い事例について厚生労働省より以下のとおり例示がありましたので、記述の際の参考としてください。
- (ア) 表現が客觀性に欠ける
 - ・ 非常に優れている → 他と比較してどう優れているか数値等で表現
 - ・ 短時間で加工できる → 通常3時間かかる加工を1時間でできる等
 - ・ 精度が向上した → 標準公差 $\pm \mu m$ が $\pm \triangle \mu m$ に向上した等
 - (イ) 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明確
 - グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分についても具体的に記載する。
 - (ウ) 技能・功績の実績内容が、技術的要素のみ
 - ハード（機械）やソフトで代替できない本人の技能の高さがわかるよう記載する。
 - (エ) 製品の紹介のみで技能の関与が不明確
 - その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明確にする。
 - (オ) 地場産業における活躍に限定され、技能の相対的レベルが掴みにくい
 - 全国から選定されることから、全国ないし世界レベルでみた場合にどの程度、優れているのか記載する。（地域に限定されるような性質の技能で、全国レベルの評価が難しい場合は、その地域における地場産業及び地域活動における貢献内容について記載する。）
- (4) 前年度と同じ被推薦者の場合、調書等の記載内容及び資料が前年度と全く同じものとされている事例が見受けられますが、審査委員に対して被推薦者の功績等をより一層アピールするよう記載内容を工夫してください。

7 表彰の方法

表彰は、例年東京都内で人材開発促進月間の一環として11月に実施されています。

8 その他

- (1) 被表彰候補者の推薦後、候補者の身分上の変動（人事異動、転職、住所変更等）その他提出書類の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに連絡してください。
- (2) 被表彰者となった方の個人情報（氏名、年齢、職業、就業先、技術功績概要及び顔写真）については、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載されますので、この旨あらかじめ被推薦者に説明し、同意を得てください。

(問合せ先)
産業人材育成課人材育成支援係
担当 澤瀬、赤星
住所 〒380-8570 (住所記載不要) 長野市南長野幅下 692-2
電話 026-235-7202 (直通)
メール jinzai2@pref.nagano.lg.jp

提出書類一覧表

- 推薦書（参考様式）
- 【様式3の1】調書（1）～（3）
- 【様式3の4】調書（1）～（3）（22部門に推薦する場合）
 - ・記載に当たっては、別添「卓越した技能者の表彰の推薦に係る留意事項」の別紙3（推薦書類の具体的留意点、p7～12）及び記載例（P.13～）を参考に記入してください。
 - ・調書（1）の「職歴」欄は、令和7年11月1日現在で記入してください。
 - ・調書（2）の「推薦順位等」及び「推薦者及び推薦理由」欄には何も記入しないでください。
 - ・調書（2）の「卓越した技能の概要」欄について、一葉で記入することが困難な場合には、調書（3）を追加して記載してください（追加は最大2葉まで）。
- 【様式4】作品及び作業風景等の写真
 - ・写真は、被推薦者の技能レベルや実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚（様式10ページ以内）添付してください。
 - ・直近1年以内（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の作業風景（作業中の被推薦者本人の顔が明瞭に認識できるもの）及び同期間における作品・製品等の写真を必ず1枚以上添付してください。また、作業風景や作品の写真において、どこに被推薦者の技能が發揮されているか、どのような写真か、説明文を記載してください。
- 【様式5】専門的・技術的分野に関する用語等の資料
 - ・調書に記載した専門的・技術的分野に関する用語については、すべてふりがな及び簡単にわかる説明を付してください。
 - ・解説が必要な用語が、全提出書類中に1つも無い場合は、「無し」と記入して提出してください。
- 障害者手帳の写し（22部門に推薦する場合）
 - ・障がい名、障がいの程度が分かるページを印刷し、添付してください。
- 【様式7】推薦同意書（22部門に推薦する場合）
- 住民票の写し
 - ・被推薦者のもの（概ね3ヵ月以内）で、被推薦者の氏名と生年月日が確認できるもの。
- その他の資料
 - ・調書における説明の裏付けとなるもので、新聞・雑誌等の記事、説明書・図面、写真、特許、実用新案等、本人の技能功績が端的に、できる限りわかりやすい内容のものを厳選して提出してください。
 - ・調書（1）の表彰歴、免許・資格等の取得歴（訓練指導員免許の取得、技能検定委員の委嘱等を含む。）、技能検定、高度熟練技術者、ものづくりマイスター、全技連マイスター、技能グランプリ等各種大会の入賞歴等の欄に記入した場合は、当該事跡を明らかにする書類（賞状等）の写しを漏れなく提出してください。
 - ・（1～21部門に推薦する場合）調書の参考として、動画による補足が必要な場合に限り、被推薦者の作業状況を撮影した3分以内の動画の提出が可能です。
 - ・（22部門に推薦する場合）障がいの特性を含めた審査をするため、被推薦者の作業状況を撮影した5分以内の動画を必ず提出してください。

- ★ 1～21部門と22部門（障がいがある技能者）の両方の推薦を希望する場合、推薦書、調書、写真、資料及び住民票の写しは部門ごとにそれぞれ1部ずつ提出してください。（調書（1）、調書（2）については22部門と他の部門を推薦する場合とで調書様式が異なりますので注意してください。）
- ★ すべての資料は、必要最小限の分量としてください。
- ★ 書類はそのままコピー機に通せるものとし、ホチキス止め、冊子やパンフレットそのもの、A3袋と同じ形式、付箋やラベルの添付はしないでください。

- ★ 紙の提出は1部のみの提出で結構です（提出方法は、郵送でも直接の持ち込みでも可）。
- ★ 推薦書類は全て、電子データでも御提出ください。電子データはメール（jinzai2@pref.nagano.lg.jp）か、CDやDVDを紙の推薦書類に同封してお送りください。
- ★ 提出された書類等は一切返却いたしません。
- ★ 「技能者表彰実施要領」等は長野県ホームページから電子データをダウンロードすることができます。



